

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																
<p>教育庁 教育振興室 保健体育課</p>	<p>業務委託契約及び物品の購入にかかる履行（納品）確認について、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。（本来、検査員として指定しておくべき職員の指定漏れ。）</p> <p>委託業務名：大阪府立臨海スポーツセンターアスベスト室内空気環境測定業務</p> <table border="1" data-bbox="519 640 1451 795"> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成30年11月14日から同年12月11日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>36,720円</td> </tr> <tr> <td>完了日</td> <td>平成30年11月30日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成30年11月30日</td> </tr> </table> <p>委託業務名：大阪府立臨海スポーツセンター1階屋内壁面打診診断</p> <table border="1" data-bbox="519 869 1451 1024"> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成31年3月20日から同月29日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>594,000円</td> </tr> <tr> <td>完了日</td> <td>平成31年3月25日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成31年3月27日</td> </tr> </table> <p>購入物品名：非常用発電機設備鉛蓄電池</p> <table border="1" data-bbox="519 1098 1451 1253"> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成30年9月20日から同年12月25日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>391,716円</td> </tr> <tr> <td>納品日</td> <td>平成30年11月27日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成30年11月28日</td> </tr> </table> <p>購入物品名：アイスマット</p> <table border="1" data-bbox="519 1327 1451 1482"> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成30年12月28日から平成31年3月29日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>2,376,000円</td> </tr> <tr> <td>納品日</td> <td>平成31年3月26日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成31年3月26日</td> </tr> </table>	契約期間	平成30年11月14日から同年12月11日まで	契約金額	36,720円	完了日	平成30年11月30日	検査日	平成30年11月30日	契約期間	平成31年3月20日から同月29日まで	契約金額	594,000円	完了日	平成31年3月25日	検査日	平成31年3月27日	契約期間	平成30年9月20日から同年12月25日まで	契約金額	391,716円	納品日	平成30年11月27日	検査日	平成30年11月28日	契約期間	平成30年12月28日から平成31年3月29日まで	契約金額	2,376,000円	納品日	平成31年3月26日	検査日	平成31年3月26日	<p>検出事項について、契約の履行（納品）確認や検査のルールを十分に理解した上で、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法】</b> （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他については、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> （検査） 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b> 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p> <p><b>【会計事務の手引】</b> 第5章 契約 第6節 契約の履行確認 1 履行確認の必要性 3 検査 検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行わねばなりません。</p> </div>	<p>監査結果を受け、検査員として指定していなかった職員を改めて検査員に指定した。今後は、年度当初に課内で検査員指定の決裁の漏れがないか、確認を行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>また、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修で会計事務ポータルサイトの「支出事務のポイント」を使用して周知徹底を図った。</p>
契約期間	平成30年11月14日から同年12月11日まで																																		
契約金額	36,720円																																		
完了日	平成30年11月30日																																		
検査日	平成30年11月30日																																		
契約期間	平成31年3月20日から同月29日まで																																		
契約金額	594,000円																																		
完了日	平成31年3月25日																																		
検査日	平成31年3月27日																																		
契約期間	平成30年9月20日から同年12月25日まで																																		
契約金額	391,716円																																		
納品日	平成30年11月27日																																		
検査日	平成30年11月28日																																		
契約期間	平成30年12月28日から平成31年3月29日まで																																		
契約金額	2,376,000円																																		
納品日	平成31年3月26日																																		
検査日	平成31年3月26日																																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
教育庁 教育振興室 保健体育課	<p>工事契約の完了に伴う検査については、工事が完了した旨の通知を受けた日から14日以内に行わなければならないが、当該期間内に検査を行っていないものがあった。</p> <p>施設名：大阪府立体育会館</p> <table border="1" data-bbox="531 548 1635 898"> <tr> <td>工事名称</td> <td>大阪府立体育会館 第一競技場 雨漏れ補修工事</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成31年3月7日から同月29日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>141,480円</td> </tr> <tr> <td>工事完了年月日</td> <td>平成31年3月8日</td> </tr> <tr> <td>工事完了届</td> <td>平成31年3月8日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成31年3月29日</td> </tr> </table> <p>施設名：大阪府立体育会館</p> <table border="1" data-bbox="531 972 1635 1323"> <tr> <td>工事名称</td> <td>大阪府立体育会館 第一競技場 扉フロアヒンジ修理工事</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成31年3月7日から同月29日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>280,800円</td> </tr> <tr> <td>工事完了年月日</td> <td>平成31年3月8日</td> </tr> <tr> <td>工事完了届</td> <td>平成31年3月8日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成31年3月29日</td> </tr> </table>	工事名称	大阪府立体育会館 第一競技場 雨漏れ補修工事	工期	平成31年3月7日から同月29日まで	契約金額	141,480円	工事完了年月日	平成31年3月8日	工事完了届	平成31年3月8日	検査日	平成31年3月29日	工事名称	大阪府立体育会館 第一競技場 扉フロアヒンジ修理工事	工期	平成31年3月7日から同月29日まで	契約金額	280,800円	工事完了年月日	平成31年3月8日	工事完了届	平成31年3月8日	検査日	平成31年3月29日	<p>検出事項について、契約の履行確認や検査のルールを十分に理解した上で、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】        (給付の完了の確認又は検査の時期)        第5条 前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。        (この法律の準用)        第14条 この法律(第十二条及び前条第二項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。</p> <p>【会計事務の手引】        第5章 契約        第6節 契約の履行確認        1 履行確認の必要性        3 検査        (2) 検査の時期        契約の目的である給付の完了の確認又は検査の時期は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から次に掲げる以内の日としなければならない。        ・ 工事……14日        ・ その他の給付……10日        (以下略)</p>	<p>今後、適正な事務処理を行うため、課内において、検出事項の内容を周知するとともに、再発防止のため、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修で会計事務ポータルサイトの「支出事務のポイント」を使用して周知徹底を図った。        また、今後は原議にマニュアルとして支出事務のポイントを添付する。</p>
工事名称	大阪府立体育会館 第一競技場 雨漏れ補修工事																										
工期	平成31年3月7日から同月29日まで																										
契約金額	141,480円																										
工事完了年月日	平成31年3月8日																										
工事完了届	平成31年3月8日																										
検査日	平成31年3月29日																										
工事名称	大阪府立体育会館 第一競技場 扉フロアヒンジ修理工事																										
工期	平成31年3月7日から同月29日まで																										
契約金額	280,800円																										
工事完了年月日	平成31年3月8日																										
工事完了届	平成31年3月8日																										
検査日	平成31年3月29日																										

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月3日から同年7月11日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
山本高等学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていなかった。</p> <p>授業アンケートシステム運用業務委託（40,775円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱作業責任者届（仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3）</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は契約手続において仕様書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことである。</p> <p>再発防止に向け、業務委託契約に係る個人情報の適正管理について、事務室内の研修を通じて職員に対して周知徹底を行った。</p> <p>今後は、業務委託契約に係る仕様書に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月24日）